

第 1 2 章 準備書についての意見と事業者の見解

12.1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

12.1.1 準備書の公告及び縦覧等

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 準備書の公告・縦覧

1) 公告の日

平成 29 年 11 月 1 日（水）

2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。公告内容を図 12.1.1-1 に示す。

- ・長崎新聞（朝刊 25 面）

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。公告内容を図 12.1.1-2 に示す。

- ・五島市広報誌（平成 29 年 11 月号）

③ インターネットによるお知らせ

下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。公告内容を図 12.1.1-3 に示す。

- ・戸田建設株式会社 ホームページ

<http://www.toda.co.jp/>

なお、長崎県のホームページより事業者のホームページにリンクをされることにより、準備書及び要約書が参照可能とされた。

3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎 14 箇所、事業者事務所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- | | |
|-----------|---------------------|
| ・五島市役所 本庁 | (五島市福江町 1-1) |
| ・富江支所 | (五島市富江町富江 165) |
| ・玉之浦支所 | (五島市玉之浦町玉之浦 763) |
| ・三井楽支所 | (五島市三井楽町濱ノ畔 1473-1) |
| ・岐宿支所 | (五島市岐宿町岐宿 2535) |
| ・奈留支所 | (五島市奈留町浦 1818-1) |
| ・奥浦出張所 | (五島市奥浦町 1611-1) |
| ・崎山出張所 | (五島市上崎山町 20-1) |
| ・本山出張所 | (五島市堤町 1320) |
| ・大浜出張所 | (五島市浜町 117) |
| ・椀島出張所 | (五島市本窯町 8-1) |
| ・伊福貴出張所分室 | (五島市伊福貴町 376 -13) |
| ・久賀島出張所 | (五島市久賀町 217-3) |
| ・長崎県庁 | (長崎市江戸町 2-13) |

② 事業者事務所

- ・戸田建設株式会社福江事務所 (五島市福江町 1190-9 老人いこいのセンター内)

③ インターネットの利用

事業者ホームページに準備書の内容を掲載した。

4) 縦覧期間

平成 29 年 11 月 1 日 (水) ～平成 29 年 12 月 1 日 (金) までとした。

縦覧時間として、自治体庁舎等においては、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとした。事業者ホームページにおける電子縦覧については、常時アクセス可能な状態とした。

(2) 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：平成 29 年 11 月 14 日（火） 午後 7 時から午後 8 時

開催場所：福江文化会館 3 階展示室 （五島市池田町 1-2）

来場者数：20 名

(3) 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

1) 意見書の提出期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）～平成 29 年 12 月 15 日（金）まで（当日消印有効）

2) 意見書の提出方法

①事業者への郵送による書面の提出

縦覧場所に用意した意見書の様式を図 12.1.1-4 に示す。

②電子メールによる提出

3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 2 通、意見総数は 16 件であった。

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会について、以下のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 戸田建設株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 今井雅則
事務所の所在地 東京都中央区京橋一丁目7番1号
- 二、第一種事業の名称(仮称)五島市沖洋上風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大二万二千キロワット
- 三、対象事業実施区域 長崎県五島市崎山沖
- 四、環境影響の想定される区域 長崎県五島市崎山沖及びその周辺
- 五、縦覧の場所、時間
戸田建設(株) 福江事務所(長崎県五島市福江町一九〇九 老人いこいのセンター内)、五島市役所本庁、各支所(富江、玉之浦、三井楽、岐宿、奈留)、各出張所(本山、大浜、奥浦、花島、花島伊福貴分室、久賀島、崎山)、長崎県庁
※いずれも、土・日・祝日を除く開所時
電子縦覧 <http://www.toda.co.jp>
期間 平成二十九年十一月一日(水)から平成二十九年十二月一日(金)まで
- 六、説明会の場所 福江文化会館3階展示室
(長崎県五島市池田町一〇一)
日時 平成二十九年十一月十四日(火)午後7時から(1時間程度)
- 七、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置されている意見書に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、平成二十九年十二月十五日(金)までに郵送してください(当日消印有効、郵送用封筒は縦覧場所に用意してあります)。
- 八、問合せ先 戸田建設株式会社 洋上風力プロジェクト推進部
〒〇四一八三八八 東京都中央区京橋一丁目7番1号
電話 〇三(三三三五) 六三一 担当:牛上
平成二十九年十一月一日

図 12.1.1-1 「長崎新聞」(平成 29 年 11 月 1 日版)における公告内容

お知らせ

**紺屋町交差点～堀端交差点の区間は
道路改良工事のため片側通行になります**

路面状態が悪く歩道も狭いため、通学路の安全性向上を目的に道路改良工事を実施します。

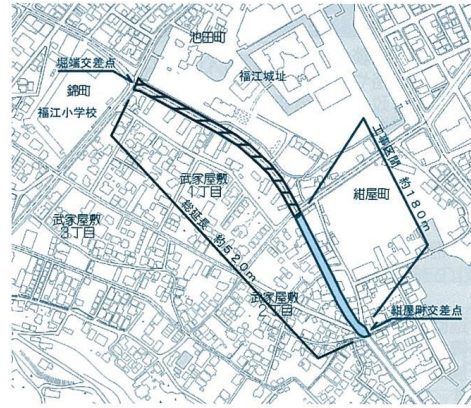
完成は約3年後を見込んでおり、期間中は片側通行となります。利用される方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

■平成29年度の工事区間

紺屋町交差点（武家屋敷通り出口）
～池田町交差点（五島高校第2グラウンド）

※平成30年度以降、順次、改良工事を実施します

問建設課都市計画係 ☎72-6118



(仮称)五島市沖洋上風力発電事業「環境影響評価準備書」を公表し、説明会を開催します

環境影響評価準備書は、対象事業の周辺環境への影響を調査した結果や環境保全の対策をまとめたものです。

環境保全の見地から意見がある方は、意見書を提出することができます。

対象事業（仮称）五島市沖洋上風力発電事業

種類風力発電所設置事業

規模発電設備出力：最大2.2万kW

事業実施想定区域五島市崎山沖

問戸田建設株式会社 洋上風力プロジェクト推進部
〒104-8388 東京都中央区京橋一丁目7番1号
☎03-3535-6311

■準備書の縦覧

時12月1日(金)まで ※①②③を除く9時～17時

場五島市役所（再生可能エネルギー推進室）、各支所、各出張所、長崎県庁県政情報コーナー、戸田建設株式会社福江事務所（福江町1190-9老人いこいのセンター内）
※戸田建設株式会社ホームページ上でも電子データを縦覧できます⇒<http://www.toda.co.jp>

■説明会

時11月14日(水)19時～（1時間程度）

場福江文化会館3階展示室

■意見書の提出

縦覧場所にある用紙に住所、氏名、意見（理由を含む）を記入し郵送

12月15日(金) ※当日消印有効

(株)五島式典社

斎場 五島中央会館 斎場 奈留会館

365日24時間対応

宗教・宗派、葬儀の規模を問わず、一生懸命お世話させていただきます

- ・ 柩納棺道具一式
- ・ 骨壺集骨道具一式
- ・ お別れ用生花
- ・ 遺影写真
- ・ 控え室使用料
- ・ ドライアイス
- ・ 火葬場使用料
- ・ 霊柩車2回分
- ・ お参り用品

斎場の専用室で1泊2日の場合（五島中央病院から／富江火葬場使用）

合計266,392円（火葬のみのプラン）

※他にも小規模葬（15人程度）、家族葬（70人程度）、ホール葬（120～400人）も可能です

☎0959-74-5551 空港線に面した大駐車場150台分完備

20 広報 ごとう H29.11月号 時…日時 場…場所 内…内容 募…募集人数 対…対象 資…応募資格 料…料金

図 12.1.1-2 「五島市広報誌」（平成29年11月号）における公告内容

「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の公告縦覧及び住民説明会の開催について

平成29年11月1日
戸田建設株式会社

弊社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会について、以下のとおり公告します。

1. 環境影響評価準備書の縦覧

- (1) 縦覧場所
戸田建設福江事務所(長崎県五島市福江町1190-9 老人いこいのセンター内)、五島市役所本庁、各支所(富江、玉之浦、三井瀬、岐宿、奈留)、各出張所(本山、大浜、奥浦、梶島、梶島伊福貴分室、久賀島、崎山)、長崎県庁県政情報コーナー
- (2) 縦覧期間
平成29年11月1日(水)～平成29年12月1日(金)(土曜日・日曜日・祝日を除きます)
- (3) 縦覧時間
午前9時～午後5時(開所時)

2. 住民説明会

- (1) 日 時
平成29年11月14日(火)午後7時から(1時間程度)
- (2) 開催場所
福江文化会館3階展示室(長崎県五島市池田町1-2)

3. 意見の提出

本準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。縦覧場所に設置されている意見書(あるいは以下に示す意見書様式の書面)に記入の上、(2)に示す期限までに(3)に示す提出先までお送りください。

- (1) 意見書の記載事項
 - ※ 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ※ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ※ 本準備書についての環境の保全の見地からの意見
- (2) 意見書の提出期限
平成29年12月15日(金)(当日消印有効)
- (3) 意見書の提出先
〒853-0007 長崎県五島市福江町1190-9 老人いこいのセンター内
戸田建設株式会社 福江事務所
電子メール: youjofuuryoku_m@toda.co.jp

図 12.1.1-3(1) 戸田建設株式会社 ホームページ (1/2)

問い合わせ先

〒104-8388 東京都中央区京橋一丁目7番1号
戸田建設株式会社 洋上風力プロジェクト推進部 TEL 03-3535-6311

電子縦覧

※ダウンロードして印刷することはできません。

※準備書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、著作権法及びその他の法律で保護されています。

準備書

- ※ [表紙・目次](#)(PDF:207KB)
 - ※ [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)(PDF:159KB)
 - ※ [第2章 対象事業の目的及び内容](#)(PDF:4.6MB)
 - ※ [第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況](#)(PDF:25.1MB)
 - ※ [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)(PDF:4.3MB)
 - ※ [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)(PDF:329KB)
 - ※ [第6章 方法書についての意見と事業者の見解](#)(PDF:2.1MB)
 - ※ [第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)(PDF:586KB)
 - ※ [第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)(PDF:3.2MB)
 - ※ [第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について経済産業大臣の助言](#)(PDF:59KB)
 - ※ [第10章 環境影響評価の結果](#)(PDF:43.2MB)
 - ※ [第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)(PDF:1.1MB)
 - ※ [第12章 その他環境省令で定める事項](#)(PDF:62KB)
 - ※ [添付資料-1 現況及び将来の眺望景観\(A3版\)](#)(PDF:5.4MB)
- ※ [要約書](#)(PDF:12.3MB)
- ※ [準備書に対する意見の提出について・意見書様式](#)(Word:70KB)

[このページの上部へ](#)

[技術とソリューション](#) | [実績紹介](#) | [会社情報](#) | [IR情報](#) | [CSRへの取り組み](#) | [採用情報](#) | [不動産情報](#)

[当サイトについて](#) | [個人情報保護方針](#) | [特定個人情報等取扱基本方針](#) | [災害対策情報](#)

Copyright © TODA CORPORATION All Rights Reserved.
戸田建設株式会社

[協力会社の皆様へ](#)

図 12. 1. 1-3 (2) 戸田建設株式会社 ホームページ (1/2)

▶ [本文](#)▲


長崎県
 Nagasaki Prefectural Government

色合い [白](#) [黒](#) [青](#) 文字サイズ [標準](#) [拡大](#)
 Google™ カスタム検索 [検索](#)

[ホーム](#) | [目的で探す](#) | [分類で探す](#) | [組織で探す](#) | [地方機関で探す](#) | [カレンダーで探す](#) | [地域で探す](#)

[ホーム](#) > [分類で探す](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全・温暖化対策](#) > [環境影響評価\(環境アセスメント\)](#) > [環境影響評価の実施状況](#) >

環境影響評価図書の縦覧のお知らせ

 [このページを印刷する](#)

メニュー

- ▶ [環境影響評価\(環境アセスメント\)制度とは](#)
- ▶ [環境影響評価の項目](#)
- ▶ [長崎県環境影響評価条例の手続きの流れ](#)
- ▶ [環境影響評価の実施状況](#)
- ▶ [長崎県環境影響評価審査会](#)
- ▶ [長崎県環境影響評価条例の対象事業](#)
- ▶ [環境影響評価法例集](#)

環境影響評価図書の縦覧のお知らせ

2017年11月1日更新

(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書について、事業者([戸田建設株式会社](#))のホームページにて図書が縦覧できますのでお知らせします。(縦覧期間 平成29年11月1日～平成29年12月1日)

このページの掲載元

地域環境課

住所:長崎県長崎市江戸町2番13号

電話:095-895-2356

ファクシミリ:095-895-2566

[このページへの質問はこちらから](#)

▲ [先頭に戻る](#)

[このサイトについて](#) | [相談窓口](#) | [県庁案内](#) | [携帯版](#) | [サイトマップ](#) | [アンケート\(プレゼント付き\)](#)

© 2013 Nagasaki Prefectural. All Rights Reserved.

図 12.1.1-3(3) 長崎県 ホームページ

(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書
ご意見記入用紙

「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、必要事項をご記入のうえ、備付けの封筒で郵送ください。
 なお、戸田建設(株)ホームページ [www.toda.co.jp] でも電子縦覧を行っています。

○意見書の提出期限 平成 29 年 12 月 15 日(金)[当日消印有効]

意 見 書

平成 29 年 月 日

項 目	記 入 欄
お 名 前 [法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名]	
ご 住 所 [法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地]	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見 [日本語により、意見の理由を 含めて記載してください。]	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。

図 12.1.1-4 ご意見記入用紙

12.1.2 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表12.1.2-1の通りである。

なお、ゴシック書体で記載した部分は、今回評価書を取りまとめるに当たり、当該届出以降に追加又は記載事項の見直しを行った事項を表す。また、提出された意見は、原文のまま記載した。

表 12.1.2-1(1) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>■洋上におけるコウモリ類の調査手法はすでに存在する</p> <p>P590「洋上を主な調査対象とするコウモリ類の調査方法は確立されたものがないため、予備調査や専門家等の助言を踏まえ調査方法を検討した」とあるが、国外だけでなく国内でも洋上における「コウモリ類の長期間の自動録音調査」はすでに行われており、定量的予測手法も存在する。</p>	<p>洋上においては、固定式の自動録音調査を実施することが困難と判断し、船舶によるライントランセクト調査を実施し、陸上部においては夜間の自動録音調査を実施しました。</p> <p>今後も新たな知見を収集し、事後調査や取り得る環境保全措置について検討いたします。</p> <p>コウモリ類の事後調査に自動録音調査及び衝突監視カメラ調査を追加することとし、内容について「第10章 10.3.2 事後調査計画」に記載しました。</p>
2	<p>■P752 コウモリ類への影響予測「ブレード・タワー等への接近・接触」について</p> <p>「限られた方法、時期に実施したので予測は不確実性が大きい」とあるが、事業者は陸上調査23日に対して洋上は7日しか調査をしていない。</p> <p>なぜ、「予測と関係ない陸上」については、洋上の3倍もの手厚い調査をし、本来「手厚い調査をすべき洋上」は「限られた方法、時期」で実施する必要があったのか？科学的根拠を述べよ。</p>	<p>洋上調査をあえて少なくしたのではなく、海象条件等により洋上調査が実施できなかった場合に、コウモリ類の実態について少しでも情報を得るために陸上調査を追加的に実施しました。</p>
3	<p>■P752 コウモリ類への影響予測「ブレード・タワー等への接近・接触」について</p> <p>「限られた方法、時期に実施したので予測は不確実性が大きい」とあるが、事業者は、方法書に対して一般から指摘された環境保全の見地からの意見を「一部の専門家意見」を理由に無視し、チェリーピッキング、つまり「自らに都合の良い専門家意見」のみを聞いた。その結果、「予測に使えない無駄な調査」に多大な予算と日数を費やした上に、余計なCO₂を排出し、結局のところバットストライクを予測するために本来取得すべき洋上の定量データを何一つ得なかった。</p>	<p>今回の洋上調査の結果から、コウモリ類が確認できなかったことを事実と捉えながらも、ご指摘のとおり限られた頻度での調査しか実施できなかったことも含め、「不確実性が大きい」と判断しています。事後調査において、実態及び影響について把握に努めます。</p>

表 12. 1. 2-1 (2) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
4	<p>■P752 コウモリ類への影響予測「ブレード・タワー等への接近・接触」について</p> <p>「限られた方法、時期に実施したので予測は不確実性が大きい」とあるが、「予測が不確実」なのは「コウモリの洋上トランセクト」及び「洋上風車と全く関係ない陸上でのコウモリ調査」という科学的根拠のない主観的で非効率な「限られた方法」を行った結果であろう。自ら立案したデータラメな調査計画を棚に上げて、予測の不確実性に言及するのは論点のすり替えである。よって本準備書の予測結果は「適切とは言えない」。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、事後調査の結果及び専門家等の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかりたいと考えております。</p> <p>コウモリ類の事後調査に自動録音調査及び衝突監視カメラ調査を追加することとし、内容について「第 10 章 10. 3. 2 事後調査計画」に記載しました。</p>
5	<p>■P752 コウモリ類への影響予測「ブレード・タワー等への接近・接触」について</p> <p>上記について事業者は、「専門家等の助言を踏まえ調査方法を検討した」などと回答すると思うが、最終的な決定をしたのは事業者自身である。ならば事業者自身の言葉で、「限られた方法、時期に実施した」科学的根拠を明確にすること。そもそも「匿名の専門家」に責任を押し付けることを、「客観的根拠」や「科学的根拠」などとは言わない。</p>	<p>事業者として、専門家等の助言を得ながら現地調査及び予測評価を行なっております。環境影響評価は事業者の責任で行うものであり、専門家等の方々に責任を押しつけているものではございません。</p> <p>今後も皆様の意見や専門家等の意見をもとに、適切な事後調査及び必要に応じた環境保全措置に努めてまいります。</p>
6	<p>■P752 コウモリ類への影響予測「ブレード・タワー等への接近・接触」について</p> <p>洋上においても、既設風車やブイ、プラットフォームなどに自動録音装置を定点設置する調査手法はすでに欧州や国内でも行われている。事業者は P584 の文献を調べたはずだが、その文献には洋上でも定点自動録音調査が基本であることが明記されている。しかし、事業者は、洋上では定点自動録音調査を「わざわざ」行おうとしなかった。なぜ、「陸上では行ったのに洋上では定点自動録音調査を行わない」のか。</p> <p>洋上にコウモリがいれば、追加的保全措置、つまり稼働制限を行わざるを得ない。そのため洋上にコウモリがないという恣意的な結果をつくるために、陸上は手厚く調査を行い、洋上はわざと非効率な調査を行ったということではないのか。</p>	<p>調査手法につきましては、水深や海象条件等を考慮し船舶による調査を選択しました。</p> <p>事後調査においても基本的には事前調査と同じ手法を計画しておりますが、風車施設での調査も実施可能なことから、自動録音調査につきましても調査に加えるべく、評価書に記載いたします。</p> <p>コウモリ類の事後調査に自動録音調査及び衝突監視カメラ調査を追加することとし、内容について「第 10 章 10. 3. 2 事後調査計画」に記載しました。</p>
7	<p>■P1029 事後調査「夜間の洋上トランセクト」などという、科学的根拠のない主観的で非効率な事後調査計画は即中止し、洋上に自動録音装置を設置し、調査を長期間行うこと。と同時に風速降雨気温を記録して解析し、カットインアルゴリズムを構築すること。事後調査期間中は、コウモリ類の保全措置として、稼働制限を安全側に設定すること。</p>	<p>事後調査につきましては、自動録音調査につきましても調査に加えるべく、評価書に記載いたします。</p> <p>調査結果に基づき、専門家等の助言を得ながら、必要に応じて、保全措置を検討いたします。</p> <p>コウモリ類の事後調査に自動録音調査及び衝突監視カメラ調査を追加することとし、内容について「第 10 章 10. 3. 2 事後調査計画」に記載しました。</p>

表 12.1.2-1(3) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
8	<p>■保全措置「ライトアップを行わない」はバットストライクの「低減」効果は確認されていない 「餌となる昆虫類を誘引するライトアップは行わない」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。研究によれば昆虫類が誘引されるのはライトアップだけでなくナセルの熱も要因であることが示唆されている。「ライトアップをしない」ことは「影響の回避」措置のひとつであるが、それだけではバットストライクは回避できないのは明白である。アセスメントでは影響が回避できなければ低減するのがきまりである。これまでのところ、「バットストライクの低減効果」が確認されているのは「カットインスピードをあげること」と、「低風速時のフェザリング」という稼働制限のみである。</p>	<p>海外の報告*によると、コウモリ類と昆虫類を風力発電機に誘引させないために、ライトの使用を必要最小限にすること等の対策が挙げられており、事業計画のなかで実行可能な対策として採用しました。</p> <p>なお、ご指摘の稼働制限につきましては、事後調査の後、調査結果に基づき専門家等の助言を得ながら、必要に応じて検討いたします。</p> <p>※Eurobats, 2014, Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014, Publication Series No.6, UNEP/Eurobats</p>
9	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実である。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>海外の報告*によると、コウモリ類と昆虫類を風力発電機に誘引させないために、ライトの使用を必要最小限にすること等の対策が挙げられており、事業計画のなかで実行可能な対策として採用しました。</p> <p>※Eurobats, 2014, Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014, Publication Series No.6, UNEP/Eurobats</p>
10	<p>■本事業は風力発電事業のはずだが、本準備書の予測において「風速など気象条件」と「コウモリの出現量」の相関を一切考察しない科学的根拠は何か？</p>	<p>調査結果から洋上での出現が確認できませんでした。事後調査を実施するとともに、今後も新たな知見を収集し、ご指摘の気象条件やコウモリ類の出現量について検討致します。</p>
11	<p>■コウモリ類の事後調査について コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。当然ながら、事後調査期間中は、コウモリ類の保全措置として、稼働制限を安全側に設定すること。</p>	<p>事後調査の内容についてはご指摘の内容を踏まえ検討いたします。</p> <p>稼働制限につきましては、調査結果に基づき専門家等の助言を得ながら、必要に応じて検討いたします。</p> <p>コウモリ類の事後調査に自動録音調査及び衝突監視カメラ調査を追加することとし、内容について「第10章 10.3.2 事後調査計画」に記載しました。</p>
12	<p>■コウモリ類の事後調査（サーモグラフィカメラ）について コウモリの死体は小さいためすぐに分解され消失してしまう。漂着したコウモリの死体を探すのはほぼ不可能であろう。よってコウモリの事後調査は、サーモグラフィカメラによる調査を追加すること。</p>	<p>事後調査の内容についてはご指摘の内容を踏まえ検討いたします。</p>
13	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れある。</p>	<p>意見書の内容は要約せず、全文記載致しております。</p>

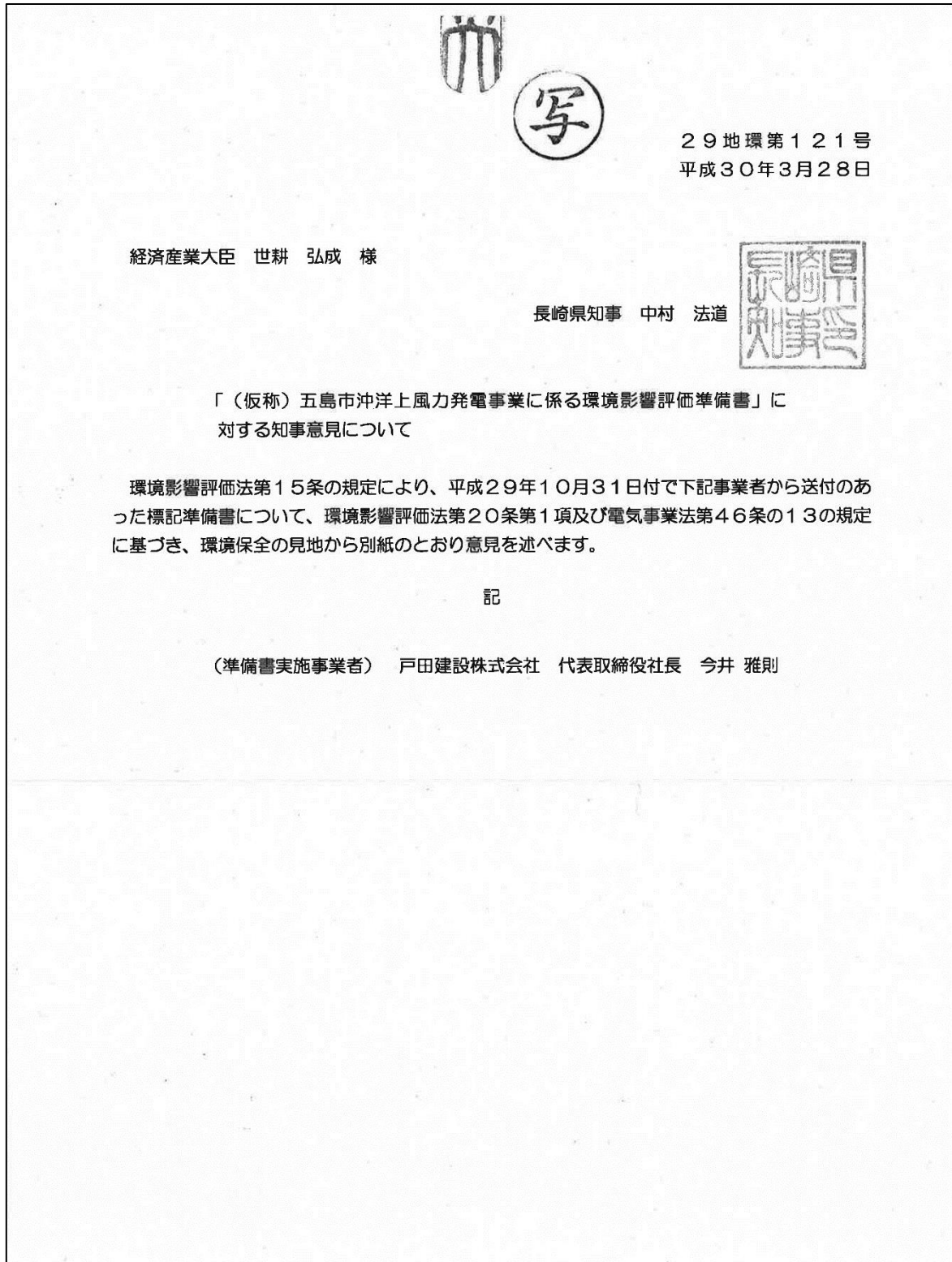
表 12.1.2-1(4) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
13	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>意見書の内容は要約せず、全文記載致しております。</p>
14	<p>1. コウモリ類の調査実施日の天候（降雨の有無）をすべて記述すること。</p>	<p>調査実施日の降雨については、評価書に追記します。</p> <p>調査実施日の降雨について、「第 10 章 10.1.3 動物」に記載しました。</p>
15	<p>2. コウモリ類の移動は出産哺育場所から越冬場所間で行われる。時期のピークは8月下旬から9月である。しかし本事業では8月上旬と10月中旬に調査が行われており、移動期の調査が行われていない。作為的に実施しなかったとは思えないが、移動期のピークにおける洋上の調査を追加実施すべきである。</p>	<p>洋上を移動するコウモリ類の移動時期についての既往知見が確認できなかったものの、陸上の移動等を参考に調査時期を設定しました。</p> <p>事後調査においては、自動録音調査を追加し、コウモリ類の実態把握に努めます。</p> <p>コウモリ類の事後調査に自動録音調査及び衝突監視カメラ調査を追加することとし、内容について「第 10 章 10.3.2 事後調査計画」に記載しました。</p>
16	<p>3. 事後調査は風力発電機にフルスペクトラム方式のバットディテクターを設置し、通年においてコウモリ類の活動状況を把握する必要がある。これらは風力発電機の1/3以上に設置すること。また洋上でコウモリ類の死体採集は不可能であることから、コウモリ類の音声は頻りに記録される発電機にはビデオカメラを設置してバットストライクの発生有無を確認する必要がある。環境保全に前向きな事業形態を望む。</p> <p>以上。</p>	<p>事後調査の内容についてはご指摘の内容を踏まえ、自動録音調査を追加し、コウモリ類の実態把握に努めます。</p> <p>追加的な保全対策につきましては、調査結果に基づき専門家等の助言を得ながら、必要に応じて検討いたします。</p> <p>コウモリ類の事後調査に自動録音調査及び衝突監視カメラ調査を追加することとし、内容について「第 10 章 10.3.2 事後調査計画」に記載しました。</p>

12.2 準備書についての長崎県知事の意見及び事業者の見解

12.2.1 準備書について述べられた長崎県知事の意見

「環境影響評価法」第20条第1項及び「電気事業法」第46条の13の規定に基づく、準備書についての長崎県知事の意見（平成30年3月28日）は、次に示すとおりである。



知事意見

「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する知事意見については、以下のとおり。

1. 全体的事項

- (1) 当該事業の環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行うこと。
- (2) 事業計画を具体化するにあたっては、漁業者等地元住民や関係者との十分な協議を行い、理解が得られるよう努め、検討事項及び結果、その判断に至った経緯等について丁寧に説明すること。
- (3) 環境影響評価準備書及びその要約書における記述の誤り、不足等については、環境影響評価書において、訂正、追加して記載すること。
- (4) 今後の手続きにあたっては、2. の個別事項の内容を踏まえ、適切な調査・予測・評価を行うとともに、必要な事後調査を行うこと。
また、その結果、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響の回避・低減を図るための効果的な環境保全措置を講ずること。

2. 個別事項

- (1) 動物
多くの渡り鳥が行き交う海域となっていることや鳥類の渡りのルートの子測の不確実性から、事業区域における鳥類や哺乳類の状況については、情報収集を行い、継続して調査を実施すること。
- (2) 騒音及び低周波音
住居・福祉施設等の立地位置や風車設置場所からの距離、人が感じる騒音及び低周波音の感覚閾値等を考慮し、最新の知見や専門家等の意見を踏まえて、可能な限り環境保全措置を講じるとともに、稼動開始後に影響が確認された場合の対策についても検討すること。
- (3) 水中音
海棲生物への影響について、既設風車に係る観測値等の活用や、専門家等の意見・助言等を踏まえて、適切に調査、評価を行い、事後調査も実施すること。
- (4) 景観への配慮
世界遺産候補構成資産からの眺望については、関係機関と十分に協議を行い、眺望点から風力発電施設の垂直見込角が0、5°未満となるよう配置するほか、色彩についても、周辺環境との調和に配慮した塗装とすること。

12.2.2 準備書についての長崎県知事の意見及び事業者の見解

準備書についての長崎県知事の意見及び事業者の見解は、表 12.2.2-1 のとおりである。

表 12.2.2-1(1) 準備書についての長崎県知事の意見及び事業者の見解

1.全体的事項

長崎県知事意見	事業者の見解
(1) 当該事業の環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行うこと。	準備書以降の手続きにおいても、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行います。
(2) 事業計画を具体化するにあたっては、漁業者等地元住民や関係者との十分な協議を行い、理解が得られるよう努め、検討事項及び結果、その判断に至った経緯等について丁寧に説明すること。	準備書以降の手続きにおいても、漁業者等地元住民や関係者との十分な協議を行い、理解が得られるよう努め、検討事項及び結果、その判断に至った経緯等について丁寧に説明します。
(3) 環境影響評価準備書及びその要約書における記述の誤り、不足等については、環境影響評価書において、訂正、追加して記載すること。	評価書において、記述の誤り、不足等について、訂正、追加して記載いたしました。
(4) 今後の手続きにあたっては、2.の個別事項の内容を踏まえ、適切な調査・予測・評価を行うとともに、必要な事後調査を行うこと。 また、その結果、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響の回避・低減を図るための効果的な環境保全措置を講ずること。	準備書手続きで頂いた意見をもとに、調査・予測・評価を追記します。 事後調査については追加調査を検討し、内容を「第10章 10.3.2 事後調査計画」に記載しました。 また、環境監視として、工事中及び供用時の環境監視計画を「第10章 10.3.3 環境監視」に記載しました。 事後調査及び環境監視の結果、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響の回避・低減を図るための効果的な対策を検討し、実行可能な環境保全措置を講じます。

表 12.2.2-1(2) 準備書についての長崎県知事の意見及び事業者の見解

2.個別事項

長崎県知事意見	事業者の見解
<p>(1) 動物 多くの渡り鳥が行き交う海域となっていることや鳥類の渡りのルートの予測の不確実性から、事業区域における鳥類や哺乳類の状況については、情報収集を行い、継続して調査を実施すること。</p>	<p>事後調査においては衝突監視カメラ調査を追加実施するとともに、事後調査後においても環境監視を行います。 事後調査計画は「第10章 10.3.2 事後調査計画」に、環境監視計画は「第10章 10.3.3 環境監視」に記載しました。</p>
<p>(2) 騒音及び低周波音 住居・福祉施設等の立地位置や風車設置場所からの距離、人が感じる騒音及び低周波音の感覚閾値等を考慮し、最新の知見や専門家等の意見を踏まえて、可能な限り環境保全措置を講じるとともに、稼働開始後に影響が確認された場合の対策についても検討すること。</p>	<p>工事中及び供用時に環境監視を行い重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響の回避・低減を図るための効果的な対策を検討し、実行可能な環境保全措置を講じます。 環境監視計画は「第10章 10.3.3 環境監視」に記載しました。</p>
<p>(3) 水中音 海棲生物への影響について、既設風車に係る観測値等の活用や、専門家等の意見・助言等を踏まえて、適切に調査、評価を行い、事後調査も実施すること。</p>	<p>既設風車に係る観測値等の活用をするとともに、専門家等の意見・助言等を踏まえて、調査、評価を行いました。 水中音及び魚類等に関しては事後調査を行うとともに魚類等については事後調査後も供用時の環境監視を行います。 事後調査計画は「第10章 10.3.2 事後調査計画」に、環境監視計画は「第10章 10.3.3 環境監視」に記載しました。</p>
<p>(4) 景観への配慮 世界遺産候補構成資産からの眺望については、関係機関と十分に協議を行い、眺望点から風力発電施設の垂直見込角が0.5°未満となるよう配置するほか、色彩についても、周辺環境との調和に配慮した塗装とすること。</p>	<p>事業計画において、既に世界遺産構成資産からの眺望については、眺望点から風力発電施設の垂直見込角が0.5°未満となるよう配置しています。 今後も関係機関と協議の上、周辺環境との調和に配慮した塗装色彩の決定等を行います。</p>